平成20年度千歳市予算編成方針

1 日本経済と国の動向

日本経済は、平成19年度において、世界経済の着実な回復が続くなか、企業部門・家計部門と もに改善が続き、自律的・持続的な経済成長が実現することが見込まれ、平成20年度においても、 こうした成長が持続することが期待されています。

また、北海道の景気については、公共投資は減少傾向にある一方、民間の設備投資は増加し、生産は緩やかに持ち直しているが、雇用動向は弱く、個人消費、住宅投資、所得などは、ほぼ横ばいで推移しているとされ、依然として厳しい状況が続いております。

国の財政状況については、平成19年度予算でも公債依存度が30.7%にも及び、国・地方を合わせた長期債務残高は本年度末においては773兆円(うち地方199兆円)となり、GDP比では148%に達すると見込まれ、主要先進国の中でも最悪という極めて深刻な状況であります。

こうしたなか、国は、平成20年度予算にあたっては、「経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)」に則り、「平成23年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。」など財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革を確実に実施するため、最大限の削減を行うこととし、平成20年度予算を、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけ、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、予算配分の重点化・効率化を図るとともに、国債発行額についても極力抑制することとされたところであります。

その後、7月29日の第21回参議院選挙通常選挙の結果を受け、地方間格差をはじめ高齢者医療制度の負担増など格差是正に向けた歳出拡大圧力も強まるなど、今後も国の動向等を注視していかなければならない状況にあります。

2 地方財政を取り巻く環境

平成20年度予算の概算要求における総務省の地方財政収支見通しの仮試算では、本年度と同額の83兆1千億円が見込まれたところであります。

このうち歳入については、景気動向を反映して地方税では1.1兆円(2.6%)の増を見込んでいますが、地方交付税で6千億円(4.2%)、臨時財政対策債では4千億円(15.5%)の合わせて1兆円の減とし、この地方税の増収分は法人2税を中心として大都市圏に集中する傾向など、引き続き、厳しい財政運営は避けられない状況にあります。

一方、地方歳出についても、給与関係経費では昨年の地方公務員の定員に関して、今後5年間で 5.7%の純減などの方針により3千億円(1.7%)の減、一般行政経費では社会保障関係経費 で補助分は4.9%増となっていますが、単独分では伸び率なしの前年同額に抑制されています。

また、投資的経費では国の公共事業シーリングと同様、補助・単独ともに3.0%の減とされ、 公債費などを除いた政策経費である一般歳出は0.4%の減と試算され、歳出でも大幅な抑制をは かることとされています。 また、昨年12月に公布された「地方分権改革推進法」が、本年4月1日から施行され、この法律は3年間の時限立法で、平成21年度までに、国は地方分権改革推進委員会を設置し、国と地方の役割分担のあり方等を検討するとともに、「地方分権改革推進計画」を作成しなければならないとされ、この計画に基づき「新地方分権改革一括法」が制定されることとなっています。

これにより、平成22年度に向け、新たに5兆円規模の税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方などが一体的に検討され、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の整備が進められています。

このほか、本年6月22日には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、「健全化判断比率」として4つ指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)が示され、これが現在の再建団体である「再生団体」や「早期健全化団体」の新たな指定ラインとなり、また、昨年8月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、人口3万人以上の都市などは平成21年、秋を目処に「地方公会計改革」として、普通会計の財務4表と公営企業、土地開発公社、外郭団体、第3セクターなどとの連結財務4表の公表が義務づけられるなど、財政情報等の公開の徹底、住民自治による財政規律の確保やガバナンス機能が強化されてきています。

3 千歳市の財政状況

当市の財政状況については、平成20年度の歳入では、景気の緩やかな回復に伴う市税収入の増収は見込まれていますが、各種譲与税や交付金の伸びも期待できないうえ、地方交付税では、国の概算要求において前年度比4.2%、地方交付税の振替である臨時財政対策債では15.5%のいずれもマイナスとなり、地方税の増収分もふるさと納税などによる地域間格差の是正策の動向等はあるものの、極めて不透明な状況となっています。

一方、歳出では、平成14年度に改正された児童扶養手当の経過措置の終了や、平成16年度の 北海道の医療助成制度の改正に伴う老人医療費助成制度の終了などで減少が見込まれるものの、職 員の退職者の増加に伴う退職金、高齢化等の進展による医療費をはじめとする社会保障関係費や公 債費などの義務的経費の増加に加え、各種公共施設の維持補修費や特別会計などに対する繰出金の 増加など、本年度より歳出は増加するものと見込まれ、依然厳しい環境におかれています。

特に、中期財政収支見通しでは、平成14年度からの財政健全化対策の取組みにより、昨年度策定の見直し版における平成17年度から平成21年度までの5年間の収支不足額31億円が、平成19年度の見直しでは、不足額が18億円までに縮減され、各種財政指標など改善しつつありますが、地方交付税などが現行水準で推移したとしても、今後も毎年度8億円あまりの財源不足額が見込まれており、今後の国の動向によっては、さらにこの収支不足額が拡大することが懸念されています。

なお、公共施設の維持補修や更新などの経費については、各施設の更新時期などが到来してきている状況から年々増大してきていますが、この収支見通しでは、単年度の一般財源額は本年度並みの10億円程度としての推計であり、これらの対応については利用状況や活用などを勘案したうえでの優先度や経費の平準化などの課題もあります。

4 予算編成の基本的な考え方

平成20年度予算の編成にあたっては、昭和33年7月1日の市制施行から50周年となる節目の年であり、現在の少子高齢化・人口減少社会への対応や、自衛隊削減問題など直面する課題解決とともに、本格的な地方分権の時代に向け、これまでの行財政構造改革を着実に推進し、自主・自立の行政運営と安定した財政基盤の構築を図りながら、当市が有する「特性・優位性・可能性」を踏まえた個性あるまちづくりを目標とします。

この実施にあたっては、21世紀のまちづくりの指針となる新長期総合計画「21☆千歳きらめきプラン」の着実な推進をはかるとともに、「安心」と「活力」の2つを柱に「市民力とまちの特性を生かし、幸せを実感できるまち」の実現に向けて、次により編成することとします。

記

- 1 予算は、8年次目となる新長期総合計画に沿ったまちづくりと、「市民力とまちの特性を生かし、 幸せを実感できるまち」の実現に向け、創意工夫を重ね、次の主要施策の実現に向け取り組むこと。
 - (1) 心がかよい幸せ感じる都市づくり
 - (2) 安全で人と地球にやさしい都市づくり
 - (3) 学びあい心ふれあう都市づくり
 - (4) 魅力と活力あふれる都市づくり
 - (5) 参加と連携による都市づくり

特に、重点的に次の施策の実現に向け取り組むこと(実施期間:平成20年度から平成22年度)。

- ◇安心 (1) 子育て・教育
 - (2) 安全·防災
 - (3) 環境
- ◇活力 (4) 人材の育成
 - (5) 企業誘致
 - (6) 観光振興
- 2 予算は、経済の動向、制度の改正などを見きわめながら、確実に見込み得る財源をもって編成することと。
- 3 歳入の見積にあたっては、過去の実績、平成19年度の決算見込み、国の概算要求及び社会経済 の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大若しくは過少見積もりとならない よう十分留意すること。

特に、多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の 向上に最大限の努力を傾注すること。

4 国の予算及び地方財政計画が未定であるため、制度の新設・改正が確実なものを除き、原則として当初の予算要求時については、現行制度により編成すること。

この対応にあたっては、国・道等の動向に十分留意するとともに、関係機関との連携を密にし、 情報収集に努め、遅くとも12月中には、適正な予算編成に努めること。

また、国の制度等に基づくもの又は準ずる制度等については、国等の動向を的確に把握し、国の措置等に合わせ、適時見直し・改正等を行うこと。

- 5 財政の健全性に十分配意することとし、財源の拡充確保に最大限努力するとともに、行政全般に わたり節減合理化に徹し、事務事業の廃止・縮小も考慮した簡素・効率化を図り、施策の緊急度・ 優先度の厳しい選択を行い、財源の有効的活用に努めること。
- 6 平成19年度見直し後の「財政健全化対策」を推進するため、平成20年度においては約8億円の一般財源の不足が見込まれる中で、基金の活用を行っても、なお不足が想定される3億円を削減するものとする。また、予算の重点化を図るなどメリハリある予算とする。この達成に向け、
 - (1) 市長公約(マニフェスト)の着実な推進・実施
 - (2) 重点施策の推進
 - (3) 新規事業の凍結(緊急性のあるものを除く。)
 - (4) 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
 - (5) 全事業(補助・単独)の見直し
 - (6) 投資的経費の抑制
 - (7) 国の制度改正などに合わせた社会保障制度等の取組み (安定した制度設計等の確立)
 - (8) 基地周辺に係る障害防止対策等の推進

を基本とする。

このような方針のもとに、ローリング事業費を除く経常的経費、臨時的経費等については、各部局において、次に掲げるものを除き平成19年度当初予算(骨格・政策予算)の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し真に必要なものを厳選すること(ゼロシーリング)。

- (1) 人件費(臨時的任用職員は含まない。)、公債費及び扶助費
- (2) 平成19年度で終了する経費(リース料、臨時的修繕等を含む。)
- (3) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- (4) 新たに予定している事業のうち一般財源が500万円以上の臨時的経費等
- (5) 燃料単価の引下げによる需用費(燃料費)の減少分
- (6) 予備費及び過年度税等還付金

また、平成19年度予算からインセンティブ予算の一環として取り組んでいる広告料収入の確保については、引き続き積極的に取り組むものとし、「広告事業導入基本方針」による広告事業の取組みにより生じた広告料収入は、部局ごとの一般財源に上乗せできるものとする。

7 投資的経費については、新長期総合計画の実施計画との整合性に配意して事業を選択するととも に、緊急性・市民要望・投資効果等を勘案し、補助・起債等財源の見通しを十分検討のうえ、厳選 すること。 特に、ローリング事業にあっては、当該事業に伴う一般財源額の範囲は財政健全化対策に掲げた 5億円とすること。

また、平成19年5月に見直しした「土地開発公社の経営健全化計画」との整合性などに留意すること。

- 8 行政改革については、行政改革推進本部での決定事項等を着実に予算に反映すること。 また、行政評価による事務事業評価の結果などにより改善が必要とされた事業等については、予 算措置等も踏まえ、適切に見直しを図ること。
- 9 新たな公共の仕組みづくりとして、平成19年4月からの「みんなで進める千歳のまちづくり条例」施行に伴い、市民・団体との連携や企業の活力の活用等による相乗効果の検証、協働可能な事業の模索などに積極的に取り組むこと。

この場合、ボランティア保険など当該活動に伴う必要な措置を行うこと。 また、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討することと。

- 10 平成19年2月の「千歳市の教育を考える市民会議」からの提言については、その趣旨を十分尊重し、予算措置等の検討を行うこと。
- 11 公共施設の維持補修費等については、平成18年度からの「公共施設更新・改修等計画」等により統廃合を含めた当該施設の今後のあり方、建替え時期等を十分検討し、リニューアル事業などの 財源確保を図ること。
- 12 在日米軍再編関連に係る財政措置については、国の動向等に注視し、関係機関との連携等により、情報収集に努め、予算措置等を行うこと。
- 13 平成20年度で終了する「公共施設の指定管理者に係る協定」に係る平成21年度からの債務負担行為の設定は、当初予算で措置すること。
- 14 予算編成事務の具体的事項については、「平成20年度予算編成事務要領」によるものとする。

中期財政収支見通し(平成19年度見直し版)

一般会計

財政健全化期間:平成17年度から平成21年度まで財政収支見通し:平成20年度から平成24年度まで

推計の前提条件:地方交付税等が平成19年度水準とした場合

【財政収支見通し:一般財源】

(単位:百万円)

区	分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
歳入一	-般財源	22, 306	22, 120	21, 860	21, 928	21, 730	21, 803	21, 792	21, 631
歳出-	-般財源	21, 794	21, 476	22, 478	22, 734	22, 601	22, 767	22, 533	22, 693
差	引	<i>512</i>	644	<i>∆618</i>	△806	△871	△ 964	<i>△741</i>	△1,062
実質的な収支		<i>45</i>	384	<i>∆618</i>	△806	△871	△ 964	<i>△741</i>	△1,062

※平成17、18年度は決算額、平成19年度は当初予算額(骨格・政策予算の合計額)

財政健全化期間 H17~H21 差引(不足額)

△18億66百万円

財政収支見通し H20~H24差引(不足額)

△44億44百万円

【財源対策】 (単位:百万円)

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
歳出等削減額				300	200	0	0	0
歳出削減効果				300	500	500	500	500
基金借入額	<i>△45</i>	△ 384	618	<i>506</i>	<i>371</i>	464	<i>241</i>	<i>562</i>
基金借入累計	<i>△45</i>	<i>△429</i>	189	<i>695</i>	1, 066	<i>1, 530</i>	1, 771	2, 333

平成17、18年度は、翌年度財源を除き財政調整基金に積み立てた額を記載しているため△表示とした。

千歳市の財政健全化は、平成14年度から取り組んでいますが、平成16年度に国の三位一体の改革による地方交付税などの大幅な削減のため、平成17年度から平成21年度までの「新たな財政健全化対策」を策定し、5年間で不足する額116億円の解消に努めてきました。

この取組みの結果、今回の財政収支見通しでは、この不足額が18億円までに改善されましたが、 今後、平成20年度予算に向けては3億円、平成21年度予算では2億円の歳出削減等により、この 不足額をさらに解消しようとする取組みです。

また、この削減後の不足分は、基金(貯金)からの借入れによりしのぎ、この取組みによって、平成22年度以降は、決算ベースで収入と支出のバランスを確保しようとするものです。

平成20年度千歳市予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うことと。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うが、一般財源が、 500万円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

ローリング事業については、「新長期総合計画」における実施計画のローリングをもとに、実施予定 事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

1 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力する ものとし、法令、その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込み額を計上すること。

(1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案のうえ積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督励指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財源対策及び制度改正の方向などを十分勘案のうえ積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討のうえ、負担の適正化に努め的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平を図り、社会経済情勢の推移を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

ただし、平成18年度に「使用料等受益者負担の見直しの方針」により見直しを実施したものは除くこと。

また、平成18年度決算において予算額との乖離が著しいもの(平成19年度予算も同じ。)については、その原因等を分析し、適正な見積り・積算に努めること。

(5) 国·道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意のうえ、関係機関との連絡を密にしながら的確な積 算を行うこと。また、基地所在に係る関係財源については引き続き拡充確保に努めること。

(6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用を図るとともに、今後において公的利用計画のない土地 については、早期処分に努めること。

また、工業団地、住宅団地等の土地売払いについては、なお一層の販売促進活動に努めること。

(7)市債

国の地方債計画、許可方針、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討のうえ計上すること。

特に、地方交付税措置のない地方債については、後年度負担等を充分勘案し、起債の抑制に努めること。また、実施計画のローリング事業に係る地方債措置にあたっては、対象事業の適否や充当額などについて、予め財政課と協議のうえ措置すること。

2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、「財政健全化対策」の方針に基づき、人件費等の抑制や内部管理 経費等の見直しを徹底することとし、平成20年度予算に係る一般財源の予定額に対し、3億円を 削減する。

この達成に向け、新規事業は緊急性のあるもの以外は凍結することとし、ローリング事業を除く 経常的経費及び臨時的経費については、各部局において、予算編成方針に定めた部局別枠配分方式 による要求とする。また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業については、ゼロベースか らの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1)報酬

第1・2種非常勤職員は別紙の額で計上すること。また、厳格な職員配置により抑制に努める ものとする。

(2) 共済費

第1・2種非常勤職員及び臨時職員を任用する場合は、別紙の保険料を計上すること。

(3)賃金

日額は別紙のとおりで業務量、業務内容を精査し、前年度実績によることなく人員の削減を含めた全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限り、最小限の人数を計上すること。また、雇用期間は6か月以内とする。

(4)旅費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き1名とする。

なお、各種審議会、委員会の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は、凍結を継続する。

(5) 報償費

私的諮問機関の委員等に係る謝金については当分の間、5,000円を限度としていたが、平成20年度予算から「附属機関等の設置及び運営等に関する指針(ガイドライン)」に基づき謝金等の計上は行わないこと。

また、役務の提供や施設の利用、市政に対する協力が特にあった者への謝意などに係る金品等の経費については、説明責任を果たすため、それぞれの積算根拠等を明らかにすること。

(5)交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。執行にあたっては目的を明確にし、人数・経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国・道・地方自治体及び地方財政再建促進特別措置法第24条第2項にある公団等とする。

(6) 需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成にあたっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

- ウ 光熱水費については現行料金によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。
- エ 燃料費については次の単価(税込み)により計上すること。

(ア) ガソリン 153.300 円/ポ

(イ) 軽 油 129.645 円/ツッ

(ウ) 重 油 4 * ロリンス未満 87. 150 円/リンス

4 * ロ ト シ 以上 85. 050 円/ ドル

(エ) 白灯油 葬斎場以外 88.200 円/パ

重油については発注量により単価が異なるので十分留意すること。

また、燃料単価は原油価格の高騰の情勢を十分踏まえた予算単価としているが、暖房等の効率化、節減に対する改善目標をたてるなど、更なる省エネルギー化を徹底すること。

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上すること。 執行にあたっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。 また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は(5)の交際費で示 した範囲とする。なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

(7) 役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

また、保険料については、行政目的に係るボランティア活動などに対し、ボランティア保険への加入など必要な予算措置を講ずること。

(8) 委託料

業務内容(日数、回数の減等)・項目を抜本的に見直し、業務に支障のきたさない最小経費による効率化に努め、改定率は見込まないで計上すること。また、小規模施設等の設計業務の直営化の徹底を図るとともに、指定管理者制度の移行後のモニターの徹底などにより市民サービスや施設管理運営の状況などを検証すること。そのほか、引き続き、地域住民やボランティア等の活用などを図ること。

(9) 使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借り上げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

(10) 備品購入費

事務用・庁用備品については、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮のうえ、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

(11) 負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

外郭団体等にあっては、公益法人制度改革などの動向を踏まえ、経営改善の促進を図り、補助金、委託料等の抑制を図るとともに、その公益性の確保などに向けた指導・助言等を行うこと。 外郭団体等の退職者補充については、社会的な動向などを勘案し、原則として正職員の採用等は認めないこと。また、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

(12) 扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算にあたっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積もることなく、十分内容を精査すること。

(13) 職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めることとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。また、時間外手当は本俸総額の5%以内の計上とし、管理職手当の15%の削減、派遣職員の計画的削減、再任用制度の一時凍結、組織の統廃合を継続するとともに、業務の見直し・効率化の推進をはじめ民間活用等も含めた執行体制の見直しなどにより職員補充は最低限とするなど総人件費の縮減に努めること。

なお、平成14年度から雇用対策の一環として実施しているワークシェアリングについては、 障がいのある人の雇用のほか、別途関係部署と調整をはかるものとする。

(14)維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を発揮するうえで必要最小限のものに限り計上すること。

また、「公共施設更新・改修等計画」については、ヒアリング時に必ず提出すること。

(15) その他

全職員は経営者意識を持ちながら、平成21年度予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的 経費(人件費等)の抑制策の検討、裁量的経費の見直し(外郭団体補助金、特別会計など)、投資 的経費の抑制に係る見直しを検討し、平成20年度予算において予め必要な措置等を講ずること。 なお、予算編成前に取りまとめを行った「平成20年度予算要求額調書」の事業毎における一 般財源額を超える要求は、認めない。

3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めることとし、 事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性 の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進すること。

4 予算要求の入力、提出期限等について

平成17年度予算から「財務会計システム」による編成としているが、入力作業にあたっては、 慎重に取り扱うこととし、入力漏れがないよう十分留意すること。

特に、「当初歳出予算要求書」の「事業内容」及び「効果」欄については、今後の情報公開も視野 に入れ、具体的に入力すること。

特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議のうえ、理事者の意思決定を仰ぐこと。

(1) 経常的経費、臨時的経費(ローリング事業費を除く。)

提出期限 平成19年11月1日(木)(入力期限:10月29日(月))

※債務負担行為がある場合は、「債務負担行為見積書」を1部提出すること。なお、平成20年度で終了する「指定管理に係る協定」に係る平成21年度からの「債務負担行為見積書」の提出期限については、11月22日(木)までとする(理由書・予算積算内訳等の資料添付)。

(2)特別会計

提出期限 平成19年11月9日(金)(入力期限:11月9日(金))

土地取得事業、公設地方卸売市場事業、老人保健、霊園事業及び後期高齢者医療

提出期限 平成19年12月26日(水)(入力期限:12月21日(金)) 国民健康保険及び介護保険

(3) ローリング事業費

提出期限 平成19年1月8日(火)(入力期限:1月8日(火)) ただし、1月8日のヒアリング対象課等にあっては、1月7日(月)とする。 ヒアリング 平成19年1月8日(火)から1月15日(火)まで(予定)

※特別会計及び企業会計のうち一般会計からの繰出金がある場合は、一般会計繰出金のみ10月29日(月)までに入力すること。

(4) その他

この要領によるもののほか、予算編成に必要な事項等については、必要な都度、財政課から通知するものとする。